

役員等報酬規程

（目的及び意義） 第1条

この規程は、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会（以下「この法人」という。）の定款第二十三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等） 第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）業務執行理事とは、この法人の業務を分担執行する者をいう。
- （3）常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （4）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事、監事以外の者をいう。
- （5）職員兼務役員とは、この法人の職員を兼務している役員の者をいう。
- （6）報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （7）費用とは、業務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

（報酬等の支給） 第3条

役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- （1）理事長の報酬
- （2）業務執行理事の報酬
- （3）常勤の理事 報酬
- （4）監事の報酬
- （5）非常勤の役員 報酬
- （6）職員兼務役員 報酬

（報酬等の額の算定方法） 第4条

理事長に対する報酬の額は、別表1に定める額を支給する。

2 業務執行理事に対する報酬の額は、別表1に定める額とする

3 常勤の理事に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

4 監事に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

5 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

6 職員兼務役員に対する報酬の額は、別表4に定める額とする。

(報酬等の支給方法) 第5条

業務執行理事、常勤の理事及び職員兼務役員に対する報酬の支給の時期は、毎月 25 日

(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、前営業日)

- 2 監事・非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用) 第6条

役員等が理事会及び評議員会への出席等、法人・施設運営のための業務にあたった際の旅費等、当該費用を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算) 第7条

新たに業務執行理事及び、常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 業務執行理事及び、常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規程にかかわらず、業務執行理事及び、常勤の理事が死亡によって退任した場合、そのつきまでの報酬を支給する。

(公表) 第8条

この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃) 第9条

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和6(2024)年4月1日より施行する

令和7(2025)年4月1日 改定

別表1 「常勤の理事の報酬」

役 職 名	報 酬 の 額 (月額)
理事長	152,000 円
業務執行理事 (※1)	368,000 円
常勤の理事 (※2)	100,000 円

(※1) 職員兼務の業務執行理事の場合は適応外とし、別表4「職員兼務役員の報酬」を適応する。

(※2) 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している場合は、職員給与を上限として、役員報酬を支給する。

別表2 「監事の報酬」

	報 酬 の 額 (日額)
監事	10,000 円

別表3 「非常勤の役員の報酬」

	報 酬 の 額 (日額)
理事会への出席	8,000 円
評議員会への出席	8,000 円
事業運営協議会への出席	0 円
上記の他、法人・施設運営のための出勤	8,000 円

別表4 「職員兼務役員の報酬」

	報 酬 の 額 (月額)
職員兼務役員 (※3)	20,000 円

(※3) 職員給与に加えて役員報酬を支給する。